○農林水産省告示第三百九十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十六年三月一日　第二号

二　登録認定機関の名称及び住所
公益財団法人日本合板検査会　東京都港区西新橋三丁目十三番三号（西新橋ビル）

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
合板、フローリング、集成材、単板積層材、構造用パネル、枠組壁工法構造用たて継ぎ材及び直交集成板

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域
国内及び外国

(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都港区西新橋三丁目十三番三号（西新橋ビル）

○農林水産省告示第四百号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十六年三月十日　第三十九号

二　登録認定機関の名称及び住所
特定非営利活動法人赤とんぼ　新潟県新発田市月岡温泉六百七十番地一

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域
山形県、福島県、群馬県、新潟県、富山県及び長野県

(2)　認定を行う事業所の所在地
新潟県新発田市月岡温泉六百七十番地一

○農林水産省告示第四百一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十六年三月三十日　第四十四号

二　登録認定機関の名称及び住所
海外貨物検査株式会社　東京都中央区日本橋兜町十五番六号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物、有機加工食品及び有機飼料

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域
国内及び外国

(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都中央区日本橋兜町十五番六号

○農林水産省告示第四百二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十六年一月十三日　第百十一号

二　登録認定機関の名称及び住所
海外貨物検査株式会社　東京都中央区日本橋兜町十五番六号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
生産情報公表農産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域
国内及び外国

(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都中央区日本橋兜町十五番六号

○農林水産省告示第四百三号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十五条第二項の規定による漁港管理者の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月十一日

農林水産大臣　林　芳正

漁港の名称	漁港の種類	所在地	選定された漁港管理者	変更年月日
木野部漁港	第一種漁港	青森県むつ市	むつ市	平成二十六年四月一日

○農林水産省告示第四百四号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十五条第二項の規定による漁港管理者の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月十一日

農林水産大臣　林　芳正

漁港の名称	漁港の種類	所在地	選定された漁港管理者	変更年月日
阿多田漁港	第二種漁港	広島県大竹市	大竹市	平成二十六年四月一日
玖波漁港	第二種漁港	広島県大竹市	大竹市	平成二十六年四月一日

○農林水産省告示第四百五号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十五条第二項の規定による漁港管理者の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月十一日

農林水産大臣　林　芳正

漁港の名称	漁港の種類	所在地	選定された漁港管理者	変更年月日
西表漁港	第一種漁港	八重山郡竹富町	竹富町	平成二十六年三月三十一日

○経済産業省
○国土交通省告示第二号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十五年十二月二十七日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月十一日

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV2－130	キャタピラー K	910 V3800－CR－T－WDP	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
NV2－131	キャタピラー K	914 〃	〃	〃

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

○経済産業省
○国土交通省告示第三号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十六年一月六日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月十一日

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV2－132	ニチユ三菱 R－F20D	WDR－F5H FL413B	ニチユ三菱フォークリフト株式会社	京都府長岡京市東神足二丁目1番1号

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃